

使用者登録の確認をします

使用予約・手続きは代表者がされていますか？

本来なら市外登録に変更のところ、市内登録のままになっていませんか？

不正な手段による予約で、予約が取りにくく困っている人がいます！

市の施設は施設使用料と市税によって運営されています！

不正な予約を防ぎ、適正に使用料徴収を行うため

- ・ 使用時に窓口で**市内・市外**の確認をします
- ・ 代表者の本人確認をします

実施期間：令和7年3月1日（土）から

本人確認書類：運転免許証・健康保険証・学生証・社員証など

△本人確認書類は、氏名・住所が明記されている原本の提示をお願いします。

代表者本人が来場できない場合、本人から施設へ連絡してください。

△代表者本人でない方が、代表者本人との虚偽の申請をした場合は、ペナルティ1点が付与されます。



Qなぜ本人確認が必要？

A 施設利用者を正しく把握することを目的とし、名義貸しなどの不正な利用を防ぐためです。

Q団体登録のメンバーの過半数が市外になったら？

A 登録内容に変更があった場合は、速やかに窓口へ申し出て、代表者がメンバー登録票の提出をしてください。

**使用者登録の内容に変更が生じた場合は、登録変更をしてください
みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いします**